平成２６年（フ）第４号
北海道名寄市字緑丘37番地62
債務者　佐々木久子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２６年（フ）第９号
北海道稚内市こまどり５丁目16番11号
債務者　長滝　理子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第７４号
群馬県高崎市山名町2357番地３
債務者　澤田　順子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１０２号
埼玉県児玉郡美里町大字阿那志696番地12
債務者　太田　克美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１７号
三重県多気郡明和町大字明星1822番地
債務者　橋本　寛臣
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１３９７号
大阪市中央区北新町４番６号　クローバーハイツ第二大手前503
債務者　木寺　勇規
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０６号
横浜市泉区和泉町2752番地５　ウッディハイツ２号館102号
債務者　山田　恵美（旧姓縄）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１００号
北海道旭川市豊岡５条１丁目７番３―31号市住331号五十川美記方、住民票上の住所北海道旭川市緑町12丁目1126番地の21
債務者　尾河志江加
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４１号
東京都八王子市中山83番地サニーコートしもはた201号
債務者　山崎みつ子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３４号
栃木県宇都宮市大曽３丁目３番８号　エトワール宇都宮第２―102、前住所福島県石川郡石川町大字塩沢字禿山19番地の１
債務者　貝賀　和夫（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３５号
栃木県宇都宮市大曽４丁目10番４号、前住所福島県白河市萱根金ヶ平50番地36　ヒルズコート７―１
債務者　石川　興子（旧姓貝賀）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３７号
栃木県真岡市台町2726番地３　アイムＡ101号
債務者　鈴木　朝江
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２０号
岡山市北区東古松３丁目12番２号両備グレースマンション医大西802号
債務者　松田　淳子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８号
大分県中津市大字今津42―３　フロン・ドゥ・メール102号、住民票上の住所大分県宇佐市大字山下1995番地の２
債務者　行時　将隆
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月30日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１０６号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代26番地
破産者　有限会社増屋薬舗
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代997番地１
破産者　株式会社タクシン
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係